

子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施する賃貸物件による保育所整備事業における消費税の取扱いについて(厚生労働大臣宛て)

助成対象事業費のうち仕入税額控除された消費税額に係る助成金相当額(支出) 6 3 1 8 万円

1 制度の概要

(1) 子育て支援対策臨時特例交付金の概要

厚生労働省は、保育所の整備等を実施することなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的として、都道府県に対して、平成20年度以降、子育て支援対策臨時特例交付金を交付して基金（以下「安心こども基金」という。）を造成させている。

安心こども基金を活用して行われる保育所の整備等の事業については、管理運営要領等に基づき、都道府県が、事業に必要な経費を必要に応じ基金から取り崩して市町村（特別区を含む。以下同じ。）に助成金として助成することとなっている。そして、都道府県は、市町村が行う当該助成金を活用した事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続等について助成要綱を定めることとなっている。また、市町村は、保育所の整備等を行う事業者に対して当該助成金を助成する場合に、管理運営要領に定められた助成に当たっての条件（以下「助成条件」という。）を付すこととなっている。

安心こども基金を活用して行われる保育所の整備等の事業のうち、賃貸物件による保育所整備事業は、都市部を中心とした保育所の整備が困難な状況の地域において、同事業の実施主体である市町村が、保育所の設置主体となる事業者に対して、保育所の設置に当たって必要な建物の賃借料、借上時における改修費等の費用（以下「助成対象事業費」という。）の一部を助成するものである。そして、同事業における事業者は、市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者とされているため、従来、保育所の設置等を行っている社会福祉法人等だけでなく、株式会社が事業者となることがある。

(2) 消費税額の仕入税額控除の概要

消費税法等に基づき、消費税（地方消費税を含む。）は、事業者による確定申告において、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）する仕組みとなっている。

(3) 賃貸物件による保育所整備事業における消費税の取扱い

賃貸物件による保育所整備事業の事業者が消費税の課税事業者であり、かつ、同事業の対象となる建物の賃借、改修等により事業者が得る売上げが課税売上げとなるなどの場合、当該建物の賃借、改修等は課税仕入れに該当する。そして、事業者が確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、事業者はこれらに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、管理運営要領では、保育所の整備等を行う事業者に対し市町村が助成することにより実施する事業に対して都道府県が助成金を助成する場合、都道府県は、市町村に対して、助成要綱において、消費税の取扱いに関する条件（以下「消費税取扱条件」という。）を付し、事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額を納付させることとなっている。

しかし、事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が確定した場合に当該事業者が行う報告及び当該助成金相当額の納付に関する具体的な事務処理の手続については、都道府県及び市町村に対して示されていない。

2 本院の検査結果

5都府県の31市区が、21年度から24年度までの間に46の株式会社に助成金を助成した282事業（助成

金計29億6873万円)を対象に検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 東京都及び東京都管内の23市区における状況

東京都は、事業の実施に当たり、消費税取扱条件を助成要綱において管内の市町村に明示しておらず、事業の実施主体である管内の23市区も、事業者^(注1)に助成するに当たり定めた要綱、要領等に消費税取扱条件を助成条件として明示していなかった。このため、23市区に係る126事業において仕入税額控除された消費税額に係る助成金相当額計3071万余円が、事業者に対して交付されたままとなっていた。

(注1) 23市区 千代田、中央、港、文京、台東、品川、目黒、大田、杉並、北、荒川、板橋、練馬、足立、江戸川各区、三鷹、府中、調布、町田、小金井、小平、国分寺、西東京各市

(2) 4府県及び4府県管内の6市における状況

大阪府、神奈川県、愛知県及び兵庫県は、事業の実施に当たり、消費税取扱条件を助成要綱において管内の市町村に明示していたが、事業の実施主体である4府県管内の6市^(注2)は、事業者^(注2)に助成するに当たり定めた要綱、要領等に消費税取扱条件を助成条件として明示していなかった。このため、6市に係る79事業において仕入税額控除された消費税額に係る助成金相当額計3247万余円が、事業者に対して交付されたままとなっていた。

(注2) 6市 横浜、川崎、大和、八尾、長久手、伊丹各市

この結果、事業者から29市区を経て5都府県に納付されないままとなっている助成金相当額は205事業に係る計6318万余円となる。

3 本院が求める是正改善の処置

厚生労働省において、都道府県に対して通知を発するなどして、基金を活用して実施する事業における消費税の取扱いが適切に行われ、これにより基金が効率的に活用されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 都道府県が消費税取扱条件を助成要綱に記載して市町村に明示する必要があること、また、市町村が当該助成要綱に従って消費税取扱条件を事業者に対して明示する必要があることを、都道府県に対して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して周知徹底すること

イ 事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が確定した場合に当該事業者が行う報告及び当該助成金相当額の納付に関する具体的な事務処理の手続を示して、都道府県に対して周知するとともに、都道府県を通じて市町村に対して周知すること

【当局が講じた処置】

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年7月に都道府県に対して通知を発して、次のような処置を講じていた。

ア 都道府県が消費税取扱条件を助成要綱に記載して市町村に明示する必要があること、また、市町村が当該助成要綱に従って消費税取扱条件を事業者に対して明示する必要があることを、都道府県に対して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して周知徹底した。

イ 事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が確定した場合に当該事業者が行う報告及び当該助成金相当額の納付に関する事務処理について、手続を具体的に示して、都道府県に対して周知するとともに、都道府県を通じて市町村に対して周知した。